

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

〔平成23年 5月12日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 5 月 1 2 日
午前 1 0 時 0 0 分 開会
午前 1 1 時 4 3 分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	久 米 啓 右
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	廣 内 孝 次
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

Ⅱ. 会議に付した事件

- 1. 委員会の運営について…………… 3
- 2. その他…………… 20

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成23年 5月12日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時43分)

○久米啓右委員長 おはようございます。

梅雨の末期を思わせるような激しい雨が予想されておりましたが、特に京阪神地方、警報がたくさん出ておりましたが、南あわじのほうは警報までは至りませんでした。雨も峠を越えてきたようです。

皆様には議会改革特別委員会ご参集いただきましてありがとうございます。座って説明させていただきます。

まず最初に議長のほうから委員の変更についての報告をお願いします。

議長。

○議長(阿部計一) 議会改革特別委員会の委員構成の変更について、報告いたします。

ご承知のとおり、いろいろな事情がございまして、かなり間が開いたわけではありますが、平成23年4月22日付けで印部久信委員、砂田杲洋委員、蓮池洋美委員につきましては、南あわじ市議会委員会条例第14条の規定により辞任を許可いたしました。事情につきましては、会派の都合ということでございます。これにつきましては、十分慰留したわけですが、そういうことで、辞任をするということで、再確認をした結果でございます。

また、補充につきましては、3名の委員の辞任に伴い、平成23年5月2日付けで川上命委員、柏木剛委員を南あわじ市議会委員会規則第8条の規程により、選任をさせていただきました。これにつきましては会派の代表等で選任いただいたわけでございます。

以上でございます。

○久米啓右委員長 委員の入れ替えについて以上ですが、これについて何か。

川上委員。

○川上 命委員 問題を起こすというわけではなしに、ちょっとお聞きしたいのですが、この改革特別委員会は、当初、私の議長のときから問題がありまして、そのときもいろいろな問題で欠員ということで、そして、阿部議長誕生のときの委員会構成のときも、いろいろと今の離脱した会派の方々が委員会構成で申し合わせ事項と違った委員構成ということで、だいたい揉めまして、私もそういった「議会改革というのを今後スムーズにやっていただきたい」というような交換条件のなかで私が総務のほうに、結局会派の申し合わせをしたなかで、総務のほうにいったという経緯があるわけで。そしてうまく参加していただいた委員会構成がうまくいくのではないかと期待しておりましたが、いろいろな問題で、

またぞろ問題点が出てきたということで、最終的にはそういった方々に委員会委員になったなかで委員会構成を、再構成をしたなかで、私たちもまた別に会派では委員を構成をし直したという経緯があるわけです。

そういったなかで、その反対された方々が自分のそういった意見意向が通ったにも関わらず、また今の議長の説明のとおり会派の事情ということでやめられたと。これは会派の事情というのは、ちょっと私は理解できないのです。これは会派同士の会派構成の委員会構成ですから、そういった申し合わせ事項があるんですから、そういったことを守って頂くのが良識でありますし、自分が気に入らないからと言って、委員会を勝手気ままにやめられても、これは議会議員として、もってのほかでございます。

そういった中で、これは議長が許可しているので、いたしかたない、問題点を起こすわけではないですが、私と柏木さんが新たに補充ということで、一人が欠員ということでございますが、我々は、ただ単に、3人がやめられて辞任されたという補充なのか、それともその我々の議会改革の中での立場というのはどのように捉えておるのか、委員長にちょっとお聞きしたいと思います。

○久米啓右委員長 私への質問なんですが、事情は議長の説明どおりであります。お二人に入って頂いたのは、欠員のままですと、当然6人の運営になるわけですから、運営上、好ましくない。9名が定員ですから。当然、離脱した会派から出て頂くというのが建前ですけども、それは議長の要請いただいたのですが、出席いただけないということになりますと、多くの意見を聞くという前提に立ちますと、ゆづるは、また正道・無所属というクラブから1名ずつ選出していただいて、1人は古参と言ったら失礼ですが、経験のある議員、もう1人は今期当選された新人議員ということで、幅広い意見が聞けるということで委員となってもらっていると思います。

議長、何かあれば。

○議長（阿部計一） 今、委員長、私のほうが説明すべきだと思うのですが、川上委員が言われたとおり、当初委員会構成で私が議長に就任した、かなり夜遅くまでかかって、先ほど川上委員が言われたような条件で決着がついたということ。

それぞれ事情を説明しますと長くなりますので、いろいろ事情があって、今回こういうかたちになって、6名でもいいかげいけるのですが、やはり議会基本条例、まあ言ったら議会の憲法をこしらえるというような立場のなかで、やはりできたら市民連合さんのほうにも声をかけましたが、何度か、しかし入らないという確認ができましたので、なんとか、ゆづるはさんと、正道・無所属さんで1名ずつお願いできないものかというようなことで、ご無理を言ったわけで、結局、再々こういうことが起きるというのは、議長の責任論にもなるわけですが、できるだけ人数を多くして円満にいく方法として、ここが最善であった

のではないかと、思ってこういうかたちをとらせていただきましたので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○久米啓右委員長 よろしいですか。

それでは、委員会の委員席ですけども、案をお配りしています。委員会は申し合わせにより会派ごとにということになっていますので、副委員長と相談して、会派ごとで一応名札を仮に置かせていただいておりますが、委員席についてはどのようにいたしましょうか。

（「これで良い」と呼ぶ者あり）

○久米啓右委員長 よろしいですか。現在の席で委員席といたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次第に入っていきたいと思うのですが、原口前委員長と交代して初めての委員会ということと、前回の委員会が12月、新しく議長が交代したときに委員会構成も変更したのですが、それ以降のこの議会改革特別委員会の開催については、実質は12月24日の第2回の委員会が開かれた以降、1月、2月は開かれていません。皆さん方も間が開いて、少し間延びしていることもありますし、新しく私委員長としてこちらへ来た、まだ間がないので、皆様方の考えをですね、私の意見を提案させていただいて、それに対するご意見を伺いたいと考えております。

暫時休憩をさせていただいて、意見を述べさせていただきます。

（休憩 午前10時10分）

（再開 午前10時27分）

○久米啓右委員長 再開します。

それでは新しく委員長として就任いたしましたので、皆様方のご意見を伺いたいということでもあります。

一つは地方議会不要論というようなことが言われていますけども、南あわじ市議会について、皆様方はどういう印象を持っておられるかどうかを、各委員さんの意見をお聞きしたいと思います。

提案した私から一言述べさせていただいてよろしいですか。

議員になって1年半でありますし、それまで市民としての市政、あるいは議会を見てきたということと、実際議員になってみての感じとしては、やはり市民感覚とのギャップがあるということです。

ただ、多くの市民の方はそういう体制、行政と議会という体制が歴然としてあって、それに市政が回っているということで、その議会不要論とかいうことまでは多くの方は感じていないのではないかと。

ただ昨年の新庁舎建設に関する市民の運動等もあり、それに対する議員に対する批判等もありましたので、特定の地区の方については、各議員に対しては、いろいろと批判、あるいは思いはあろうかとは思いますが、市民全体としては議会は不要だということまでには至っていないのではないかと私は感じております。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 僕の感じ方としては、市民のたくさんの声を聞く場が少ないという思いがしています。自分の後援会なり、自分の周りの方からはいろいろと意見とか、批判等もいただいたりするのですが、それ以外のたくさんの市民の声を聞く場がない。

議会として、昨年度、議会報告会をやらせて頂きましたが、そこでたくさんの意見が出てくるというのを聞きまして、これからはそういうようなかたちで市民の声を聞く場というのを設けていく必要があると。それで初めて議会が市民の代表というかたちでの立場になっていくのかなという思いがいたします。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 市民の声を聞くというのはもちろん大事なことであると思うのですが、私も二期目の議員活動をさせていただいて、これまで全国的にかなりのところを視察研修に行かせていただきました。

その中で感じたことですが、総論的に言って、南あわじ市議会は全国的に市議会のレベルについて、どの程度のものかなと。私はかなりレベルが高い市議会だなと、私、新人議員ながら思っていました。具体的に言うと、地方議会の大きな流れの一つが「市民に開かれた議会」と。いろんなかたちで、議会広報であるとか、ケーブルテレビであるとかね、いろんなかたちで市の動き、行政の動き、市民の動きが報道されている。議会もインターネット等でですね、一般質問のケーブルテレビ等でも放送されていると。これは非常に私が視察に行った議会の中でも上位にランクされるような動きであります。

また一般質問の中身をずっと私も議会で聞いていまして、よその県内の議員さん同士の話でも非常に内容が豊かな、時間的にもね。とにかく毎回1時間とってですね、20名のうちの十数名が一般質問に立っているということで、これなんかも非常にレベルの高い議員の集団であるというふうな認識は持っています。

私の周辺の住民の声なんですけども、議会不要論というのはまったく聞いたこともないというようなことで、かなり南あわじの市民の方々は議会に対してもっと頑張って市民の

ために仕事をしてほしいという思いを強く持っているのですが、「そんなのおまえら議会いらんわ」というような一部のマスコミが書き立てているような、そんな無責任な論調というのは市内にはほとんどないのではないかという認識は持っています。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私の認識は、議会というのは、議決機関であると思うんです。だからすべての議案に対して、同意事項等も含めて、すべての議案について審議すると。なおかつ最終的には議決すると。その議決したことについては従うと。その間、じゃあただ賛成しているだけかと、そんなことは決してなくて、一個一個の議案に対してはきちっとした議論もしているし、少なくとも議会の役割は十分果たしていると。市民から議会不要論というようなことは、私はそんな声は決して出てくるのはおかしいと。私はそう思っています。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 議会改革のなかでいろいろ他市とかを見てきた、何カ所か訪問したりしながら見たりしてきました。その中では南あわじ市の今、いろんな取り組みというのはパーツパーツではかなり進んだ部分はあるなと思っております。一問一答式とか、インターネット中継とか、議会だよりの在り方とか、まだまだしないといけないところもたくさんありました。

ただ議員一人ひとりの資質はどうなのかと言われたら、自分も含めてまだまだ反省しないといけないと思いますし、会派としての会派制を布いているということでのメリットデメリット当然あるわけで、そのメリットをしっかりと発揮できているかということ、これもまだ不十分だなと感じています。

それをいかに克服していくかというのが大きな課題であると思うのと、それと議員がどうしても定数を減らすという流れは、僕も賛成して今の20人になっていますけども、それは空白地域とかが出来ると。本来は市全体のことを考えるのだから、議員の数を少なくいいと。それも当然の意見やし、逆に言ったらもっと議員がおって、報酬等の絡みで言うんだったら報酬を下げたらいיןやないかというのも一方の意見であるのも当然分かっていますけども、ただ相対的に考えて、私は今のかたちで議員の数にしてもこういうかたちにならざるをえないと思いますし、そしたら数でそれをどうやって数を減った分を補うかということについて、まだ今、努力している最中ですが、もっとしないといけないのやなというふうに思っています。

だからそういう部分で不安を感じているような市民の方の声というのはいろいろ聞こえ

てくるのかなと思うので、それを払拭する意味で、改革をもう一段、二段進めて、そういう方の心配に答えられるような、改革で目に見えるかたちで議会運営がされるというのが一番大事だというふうに思っていますので、「議会の見える化」というのは使い古された言葉なんです、そういう方向にぜひ早いこと進めるべきだと。そういう意味で先ほど工程の中で時期まで明示してやられたことは大変すばらしいと思いますし、そっちに向かって一緒にやりたいと思います。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 私も議会が森上委員の言われたように「レベルが高い」ということを感じるわけですが、また熊田委員の言われた「市民にもう少し溶け込んでいく」と、「市民との対話」というもの。これも大事でございます。

しかし、南あわじ市の議員は7年目を迎えたなかで、確かに行政・財政再建には協力をしておるし、人員削減に置かしても、報酬カットに対してましても進んでやられていると。

今後、この議会改革の中でも議員定数がまだ再燃してくると思います。そういった中で、他の2市が18というかたちのなかで、18という声もちらほら、はや聞かれるわけで、大きな問題点を今後、そういった面で空白地というなかで残すわけですが。

私は確かに個人個人を見ますと、確かにこういった議会改革におきましても優秀な方がおられるわけですが、議員報酬をいただいているなかにもかかわらず、私はすべて個人個人反省したときに、その議員報酬そのものに対しての自分の責任というものを十分、責任を取られているかと。その辺、ちょっと疑問がある。

ということは熊田委員の言われた市民との対話というなかで、いろいろな行事があったなかで、招待状をいただいているにも関わらず、来ない人はずっと来ないと。これは議員の報酬を貰っている立場からすると、市民に対する背信行為であると思うわけです。

そういったなかで、議員さんもこれから反対賛成2種類あります。会派制でありますから、いろいろな問題点を議会改革のなかで今まで揉んできたのは、会派制の多数決、少数意見の方々が自分の思いどおりにならないから、そういう意見があるなかで、こういった問題点が、減3名出ているということで。

やっぱり民主主義のルールとして、議会が、20人が反対賛成があったにもかかわらず、議決されたことは全員で守っていくと。そして議会報告のときには、そういったものを議会としての立ち場を、20人で守ると。

ただ、いろいろ南あわじ市を見ていると、反対派の意見が非常に文書等で毎日毎日出ています。そういったなかで「議会はそういうもの」ということは、私は間違っていると思うんです。議会は決まった以上は、議会20人で、やっぱり全員で守っていくと。そし

て少数意見も取り上げていくなかで、そういった人が少数意見の方々のこういったことは大事ですよということがあれば、議員協議会なり、委員会なり、また議会運営委員会の中で出したなかで取り上げる。また議会の中での少数意見の方がいつもいろんなことで否決されたりしていることの鬱憤というものが、こういったことは議会運営委員会で十分話したなかで、やっぱり議会20人が議会のレベル、権威というものを守っていくと。そうでなければ私は今後南あわじ市の今の体制から見ますと、まだまだこういった市民との議会との、また一部の市民の方々とのトラブルは避けて通れないと思うので。

今後、私は学も何もないのですが、ただ市民と意見を汲み上げた中で仲良く。また市民に対して賛成反対ははっきり言っております。そういったなかで、議会の権威というのをもう少し持つべきだと私は思います。

以上です。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 熊田委員が言われたように、やはり市民との情報交換。いろいろと分からずに反対する方も居ますし、勘違いもありますし、またすべて議会であったことに関しては、やはり私らも細かいところまで説明していくと。そういう昨年、行われましたけども、議会と市民との会。あれはよかったように思います。あれは続けていってもいいんじゃないかと。昨年度は庁舎の件がわりとありましたけども、これからも庁舎建設に今、設計に入っていますけども、やはり市民からの要望というの、聞く場としてもいいのではないかと思います。

それと議会、各委員会で皆さん活躍される方、多いのですが、割と活発に他の地域に比べても、そんな色のない活動をしていると思っております。ただ賛成反対あるなかで、最終的には議会として、どういようなかたちで進んでいくか、最終的にね。賛成反対いろいろありますけども、最終的に議会で決まったことに関しては、民主主義のなかで考えていけば賛成で、その中で反対の意見をどのように取り入れていくかというようなこともこれから考えていかないといけないのではないかと考えております。

あと、先ほど皆さんおっしゃられたものと重複していると思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会がどう評価されているかというのは、市民によっていろいろ立場違って、評価が違ってくると思うのですが、私自身は今の議会のありよう、中で見ておって思うことなのですが、議員の一人として思うことですが、南あわじ市の市議会のことではないのですが、例えば一般質問、代表質問、こういうものを執行部にですね、質問内容

を教えて貰って、書いて貰って、また答弁まで書いて貰って、質問すると。質問して、質問だけだったらいいのですが、質問の最中に質問部分と執行部の答弁部分と朗読をして、慌てて修正をしたという、こんな事例が、議会によってはそんな議会があるということが言われているんです。あります。執行部に質問を用意してもらって、それを自分の質問のように装うということは、一番やってはいけないことだと思うのですが、議員としてですよ、そういうようなことが南あわじ市議会でないかということについて、市民から問われることがあるのですが、それに近い例もこの間なんぼかあったのではないかとことを思うんです。質問内容まで書いて貰ってというようなところまでいかないかも知れませんが、このような質問をしてくださいとか、このような答弁をしますとかですね、そういうようなことがあってはならない。

議会というものはそういうものではないと思うんですね。緊張関係、執行部と議会とが常に緊張関係をもって、市民の地方自治法でいう福祉向上というか、そういうことのためにご互いに議論をし、協力もすると。こういう緊張関係をもって住民自治や、あるいは団体自治を実現していくということで、ご互い切磋琢磨するという、こんな関係が一番大事な議会の本質ではないかと。それが二元代表制ということにつながると思うのですが、そういう面では一番基本の部分、コアの部分南あわじ市議会には欠けている部分があるのではないかと印象を私は持っております。

○久米啓右委員長 はい。議長。

○議長（阿部計一） いろいろご意見も聞かせて頂きましたけども、私も長いことやっていますので、肝心なことは、やはり二元代表制というのは、地方自治法で法に基づいてやられているわけであって、不要論とかそういう雑音は気にすることはないのですが、要は私どもは4年に1回厳しい選挙を戦い抜いて、選良として、それぞれ20人が出てきています。ですから旧南淡町時代なんかはいろいろ批判めいた新聞もありましたし、今もそれに近いような、今のそういういろいろな新聞が出ていますけども、我々から見ると、なんの関係もないというか、昔の新聞はえげつなかったんです。そういうことをいちいち気にする必要はないし、要は、我々4年選良として選ばれてきたんですから、信念を持ってやっていくと。究極の議会改革というのは、議長の立場では今はいいませんけども、やはり円満な議会改革をやって、議会をやっていく、改革をやっていくというのは、今日はちょっと言葉には出せませんが、究極の議会改革というのはあると思うんですよね。今は党派制でいろいろやっていますけども、13人で議会をやっていられると言われますけども、現実それがずっと続いてきているわけであって、要はいろいろな意見はありますけども、やはり選挙で選ばれてきているんですから、自信を持って、そういう不要論に惑わされずに、議会改革、これ先ほど委員長言われたけども、できたら早いうちに基本条例をすると。

自信を持って皆さんやってほしいなと思います。

以上です。

○久米啓右委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時49分)

○久米啓右委員長 再開します。

もう一つの私からの皆さんの考えをお聞きしたいのは、議会改革とはどのようにお考えかということです。

これは言い出した私から、私の意見を先に述べさせていただきます。

議会改革とは、人であるということです。ちょっと抽象的な話になるのですが、つまり議会は人、議員の一人ひとりのことではないかということです。議員の意識改革、結局、意識改革ということに繋がるのですが、その意識改革に繋がるツールがこれまで皆様方委員として、討議されてきたそれぞれの項目であるというふうに考えております。

私の考えは以上です。

今度は蛭子委員から行ってよろしいか。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○久米啓右委員長 再開します。

休憩前に引き続いて、議会改革について、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思います。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 端的に言って、さっきも出しましたが、二元代表、その理解とその内容、実質が実現されているのか、自らを点検することと、その基本理念に沿って、議会が改革されていくということ、そういう方向に委員会の議論のベクトルが向かうということを期待したいと思います。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員　　私は、よく思うのですが、議論と個人攻撃、そこらのわきまをもうちょっと考えて、委員会であろうが、何であろうが、少しでも議論の質を上げるという方向が一番重要でないかと思います。

インターネットで見ておられる方も多いですし、取り組む姿勢、それを第一に考えていけないといけないと思うのです。ですからそういう点を個々に自覚して、議論していただきたいと思います。そういう考え方を持っております。

○久米啓右委員長　　川上委員。

○川上　命委員　　私はこの議会改革、私が議長の時からずっとやってきていただいておりますし、また阿部議長にバトンタッチしたわけですが、前委員長の原口君も頑張ってやってきたわけで、二代目の委員長も一つそれを引き継いだなかで、早急に、いつまでも議論というわけではなしに、議論は十分尽くされたと思うので、決めることは決めます。

それと、議員そのもののはっきり言ったら、市民に対する議員の責任というのをもっと明確にすべきだと。皆、裏に回ったら気ままだ多いのではないかと思います。私も長年7期もやって、一番最近の議会はちょっとたるんでいるのではないかと、そのように感じるわけです。

やっぱり報酬いただいているわけですから、市民のために汗をかくと。もういちど足下を見つめるということもいいのではないかと思います。

○久米啓右委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　議会改革の基本条例が最終目的ではないというふうには、常々思っています。いろいろ答申をさせて貰いましたが、その中で、自分らの自覚だけでできること、あるいは規則を作ればできること、申し合わせでできること、条例を変えること、それぞれ段階があるわけで、できることからとにかく実行していくということがまず大事なと。最終的には議会基本条例でうたっておくべきことは、必要最小限うたっておくべきだというふうなかたちで進めていくべきではないかと思っておりますし、本来の二代表という機能をしっかりと果たすためには、もちろん二代表として、それぞれ市民から選ばれたということで、それぞれが自分の意思をしっかりと伝える。その中ではチェック機能もそうですし、信頼関係のなかで、議会と執行部も共に市民のために、目的は同じですからやっていくということをししっかりと共有してやっていかなければならないと思っております。

○久米啓右委員長　　柏木委員。

○柏木 剛委員 私は、議会改革の一番のポイントは、確かに精神論、心がけ、あるいはこうあるべきという、そういう話、個人個人の話もあると思うんですが、私は議会の効率ということだと思うんです。効率を目指すべきだと。

例えば委員会においても予算特別委員会、あるいは各常任委員会、大勢の執行部の人到大勢来て貰って、長い時間を拘束して、なおかつ時間的にも、もういいのではないかという質疑をだらだらと繰り返しているような、そういう部分を含めて、やっぱり議会をもう少し効率化していくと。当然、識見を広めながら、議員のレベルを上げて、役に立つ、提案してくというのは必要ですけどね。やっぱり私はまずは議会の効率面をもう少し見直すほうが分かりやすいのではないかと。あんまり精神論だけ言っても、べき論を言ってもどうかという気は、私はします。

以上です。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 議会改革という動きはご承知のように全国的に、地方分権であるとか、地方主権と叫ばれるなかで、動いてきたことなんですよ。私も議員になってから、いろんな過去の動きを調べてみて、視察に行ったりするなかで、共通した動き、議会改革という動きのなかでの共通の具体的な道筋というのは、基本条例を作るということがどこともそうなんよね。作っていないところも近い将来作るといふ、本市の今のよう。

基本条例を作るといふことが、最終目的、同僚委員おっしゃっていましたが、いくつか大学のこういう地方行政担当の教授のゼミがですね、全国調査をやっている。各地方議会のランキング付けとかをやっているのですが、あれ、あそこがそんなに高いのかと。なんやと。周りから見えていたらね。調べてみたら、なにかのセッティングがあつて、それをうまくいことかたちだけでも作っていたらわっとなつとるわけや。

ところが先ほど私申し上げたように、南あわじ市議会是非常にいろんな観点からしたら、議員の質から、普段の委員会の質疑の内容とか、非常にレベルが高いと思う。しかしなんであそこより低いのかなというような非常に私、個人的に今のマスコミに対する不信感を持っている。学者に対する不信感を持っているわけなんです、そんなのに惑わされる必要はないと。だから今回も、この4年ぐらいになるんですかね。議会改革の委員会が設立されて、長々とやっている議会も珍しい。最終的にはどういうふうにやっていくのかというけども、基本条例が作られていなくても、改革は打ち出してきて、進んでいますよね。これは南あわじ市の市議会のいいところやと思いますし、あくまで、基本条例ができて市民のためになる、市民の幸せに繋がるような力のある南あわじ市議会ができたらいのですが、しかし要は、市民のためで、議員個々は力をつけていくことであるし、また議会が

スムーズに活動できるような環境づくりをやっていくことが議会改革だと思っています。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 僕の今、一つは、議会改革は市民との双方向がやりとりできる議会でありたいなという思いがいたします。それも大きな声を上げる市民だけでなしに、たくさんの方の意見を聞きながら、その中で、議員として取捨選択してこれは大事なことで、執行部のほうに、こういうことを提案していくと。そういうようなかたちができるような議会になれば、一番理想的なのではないかと思います。

○久米啓右委員長 どうもありがとうございました。

委員長、最初の委員会でございますので、皆さんのお考えをお聞きしたということでございます。参考にさせていただきます。

3点目ですが、具体的な作業に入るのですが、議会基本条例制定ということについて、皆さん方いろいろ考えがあると思います。議会改革特別委員会の設置の目的の一つに基本条例制定ということを挙げられています。委員長としてもただらだこのまま委員会を続けるということよりも、ある目標を持って進めてはどうかということで、委員長から提案させていただきまして、それについて、皆様方のご意見を聞きたいと思います。

6月1日をリスタートということに致しまして、1年間を目途にしまして、平成24年5月の制定を一つの目標としたいと考えております。

細かいスケジュールについては、皆様方と相談したいのですが、大まかな、基本的なこと、大事な項目については、ひとつには議案に対する各議員の対応の公表についてであります。これは現在のところは公表しないということで、認識を各議員されていますけども、市民から負託を受けた議員が、どういう態度を示しておるのかというのが、市民の知る権利の一つではないかと私は思います。9月までの議員協議会のなかで、お諮りして9月議会の表決の記録をとれる方策を考えるということです。賛否の担保ができるのかという議論もあったかと思うのですが、具体的なツールを出し合って、記録をできるように考えていきたいと。11月に発行される議会だよりで、その表決の記録を議会だよりに載せて、11月に昨年と同様に議会報告会を実施して、市民の意見を聞くというスケジュールを考えております。

もう一つの大きな項目ですが、委員会での議員間討議というのがございます。これについても、議会改革の大きな柱の一つであると思います。これは議会運営委員会での実施検討をお願いするということで、議会改革の委員会の意見をそこで議運の委員会で述べて、検討して頂くと。そのときは、オブザーバーの各常任委員長も出席して頂いて、ご意見を聞くというかたちにしたいと思います。実施時期については、できるだけ早い時期と考え

ておりますが、議会運営委員会のほうで、実施時期についてはお願いするということです。

並行して反問権の保証についても、そのときに協議していただくということです。

その他、これまでに協議されてきた項目はたくさんあるのですが、これは都度都度委員会開催時に協議していくということで、大きな項目については以上です。

これについての皆様方のご意見をお願いします。

原口委員。

○原口育大委員 まず、議案に対する各議員の賛否の公表については、報告としまして、「賛否の公表については正確さが必須条件であり、それが担保できない現状では議会だより等では公表しないことになったが、公表すべきであるとの少数意見もあり、引き続き公表に向け検討されたい」ということで報告をさせていただいております。

今、委員長言われたように、これを受けて頂いて、どうやったらその正確さが担保できるかというところを、きっちりとしかるべき場所ですていただければ、ぜひ踏み切っていただきたいと思います。

○久米啓右委員長 はい。

表決の確認ということになるのですが、誰かこれについてのご意見ございますか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実質的な議論のなかで、なると思うのですが、全部公表するのか、主要なものを公表するのかと、いろんな意見があったわけですが、基本的には全議案公表というスタンスを私は持ちたいと思います。それは実質議論のなかで、また検討を加えて頂きたいなと思います。

○久米啓右委員長 はい。

原口委員。

○原口育大委員 これを議運でされとなれば、議運のメンバーは限られてくると思うので、また会派でとか、この特別委員会とか、いろんな意見を吸い上げるかという部分が、最終的には議員協議会の承諾を取ればいいだけの話になってくると思うのですが、私としたら、全議案のペーパーでも配っておいて、その場での態度と、自分で丸、三角、バツでも付けたものを提出するというぐらいのことでも担保できるのではないかと思います。

○久米啓右委員長 他、何か。

柏木委員。

○柏木 剛委員 今日はそれを、話をやるんですか。もっともっと、やるんですか。

○久米啓右委員長 意見を聞くだけです、実施についてはまだ。ここでは実施、決定できないので。

私のほうから、意見を言わせていただきます。

先月の議会運営委員会の視察のときに、賛否の公表している市議会があったので、どういうふうに確認しているかと聞きますと、終わった後、議員に一人ひとり、確認をしているということが言われておりました。その議会はインターネット配信をしていませんので、録画を撮るということもできないということで、表決のときの起立を最終確認するのは、間違いがあってはならないということで、議員一人ひとりに確認ということであったと思います。

そういう点で、原口委員が言われた、それと同じような各ペーパーを配って、各議案に対する態度表明をそれに表示するというのを、同じような、かと思いますが。

原口委員。

○原口育大委員 ただ一点、心配なのは、本会議のときに誤認していて、立てなかったと。そやけど、実際は丸ですと言って、そのペーパーに丸を付けるというようなことがあった場合にですね、議会としては、数まで数えていないので、賛成多数で通ってしまう話なので、そこで一人はどうだというのはないのかも分かりませんが、そこら辺、きっちり担保していないと難しいのかなというふうに思っています。そういうことを含めて検討いただければ。

○久米啓右委員長 あと、議会改革特別委員会で、養父市でしたかね。養父市については、どのような状況だったのか原口委員でも。

柏木委員。

○柏木 剛委員 それをやるんだったらね、もっともっと時間をかけてやってはどうですか。その辺の話をやるんだったらね、みんないろんな意見があると思うんですよ。私はそう思って黙っているんですよ。

○久米啓右委員長 そのスケジュールについて、中身については、今、柏木委員さん言われましたので、別の機会ということですが、大まかなスケジュールについて、皆さんのご意見をお聞きするというのがいいかと思しますので。その点について、お願いします。

議長。

○議長（阿部計一） スポーツでも何の社会でもルールがあるねんな。はっきり言って、私らも議会に来るまではデタラメな、反社会的なこともやってきて、ルール無視もしてやってきたことが一時代あったのですが、やっぱり選良として、バッチを付けると、議会には議会のルールがあるわけやな。そのルールをはっきりと守らないで、議会改革とって、ちゃんちゃらおかしいと思うんよ。やっぱり委員会は委員会としてのルールがあるし、その辺を先ほど委員長が言われたように、議員の意識改革というかね、そんなことを言ったら怒られるかしらんけども、そういうルールというものをきっちり守って、それで発言すると。言うだけ言って、あとはデタラメという、そういうようなことでは、誰とは言いませんけどね、そういうことも議会改革のなかでしていかないと、私は議長を辞めたら、そういうことをバチッとやってやろうかと思うのですが。ほんまに。そんでなかったら、議会改革、それが肝心やと思うで。議員の意識の改革よ。やっぱりルールはあるやんか、いろいろ。行事にしたって、何にしたって。そんなことは議員に対するシビアな意見になって、市民からしよるわけよ。常に議員として身を正すというか。その辺をいいかつこではないけども、私らは大概デタラメだったけど、バッジを付けてからはなんぼ酔っても、例えドタマかち回されても、ごめんなさいというかの。それぐらいの意識を持って、これまでやってきたんですがね、そういうことが大事ではないかと思いますわ。ちょっとルールが無視されつつあるというように思います。その点、一つの議会改革でやってほしいなと思います。

○久米啓右委員長 議長のご意見を拝聴させていただいて、これからの委員会の運営の参考にさせていただきます。

スケジュールについて、基本条例制定に関するスケジュールについて。

柏木委員。

○柏木 剛委員 基本条例というのは、全体の流れですし、どことも基本条例というのを置いています。中身がどうかと言ったらそんな差はないかもしれないです。やっぱり必要だと思います。やる以上はスケジュールを決めて、来年5月1日目標なら5月1日目標で、私はきちんとしたスケジュールがあるのがいいと思います。ぜひその方向で制定していくというので、委員会としてお願いしたいと思います。

○久米啓右委員長 他、こういう意見、各委員さんありませんか。

原口委員。

○原口育大委員 基本条例のなかで、議会報告会を開催するとかいうのは、だいたい入っているんです。どこでも。そういうのは、あんまり躊躇なく入れられると思うんですが、あとの反問権であったり、委員会討議であったり、そういうのは、今から議運等で検討いただくということなんで、そこのキャッチボールがある程度ないと、そっちと齟齬していたなかでは、どっちが先に行ってしまうというのはできない話で、もちろん条例がなくても、そういうことを実行していただけて、実行できていることを後から担保すると、コンクリートするということもいいと思いますし、そういう方向が私はベストだと思うのですが、仮に議運等でなかなか前に寄っていかないとなったときに、改革委員会のスタンスとして、また失礼ですが、もうちょっと早いことやってよということも必要になってくるのかなという気がいたしております。

○久米啓右委員長 たまたま私も議運のメンバーの一人なので、当然、委員長にその辺は申し入れるということでもあります。それと、大事なのは各委員長の意見もお聞きし、どういうふうに考えるかということも聞かないといけないので、いっぺんのやりとりではなかなかこれは進まないのかなと思います。しかし、前に動かさないことにはその改革の一つの項目についても進んでいかないとということでございますので、次の議会運営委員会で実施の検討を依頼するというかたちをとりたいと思います。

それと、スケジュールについては、特にこういう意見がないようなのですが、9月実施と言ったら決まっていらないのですが、仮に実施するということについてはいかがでしょうか。

後のスケジュールを考えた場合、議会報告会について、また検討しないといけないのですが、実施時期については11月の報告会がスケジュール的には良いかと思うので、そこから逆算すると9月議会での実施について、議員協議会等で諮ると。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議員協議会ということもあるのですが、議会改革特別委員会のなかで議論を煮詰めておくというのが前提であると思うんですよ。それぞれの会派もあるだろうし、委員会も所属しているだろうし、それぞれ議員の考えというのも日常的にいろいろキャッチもできるし、議論もそれぞれの場でできると思うのでね、やはりこの場はまな板の上に上げて、議論を深めると。その出た中身を議運に伝えるということで、あるいは全員協議会で報告するというのがこれまでやってきた手順ではないかと思いますので、その中でいろいろと議論が出ると思うのですが、それも踏まえながら最終報告煮詰めると。その一つのゴールを9月と置きたいというならば、そういう方向で委員長として努力されたらどうですかというふうに思います。

○久米啓右委員長 9月までの議員協議会という考えをしておりますので、7月あるいは8月の議会改革特別委員会で協議する場があると思いますので、その辺で議論を深める、あるいは表決が担保できるかということについては協議したいと思います。

私の提案したスケジュールについてですが、よろしいでしょうか。

原口委員。

○原口育大委員 今、なんぼか項目を挙げてもらったなかの反問権とか自由討議とか、出させて頂いた答申では「今後も検討されたい」ということで任せているんですよね。だからそれで一応、議運のほうに委員長のほうからその、一旦投げているわけですから、どうですかと、確認いただいて、もうちょっと詳細を特別委員会で詰めてこいということであれば、持ち帰っていただいて、特別委員会で具体的なところまで深めたものをもう一度出させて貰うとか。それを議員協議会にかけるとか。そういう手順を踏んでいただけたらいいんじゃないかなと。仮に次の議運で委員長から申し出たときに、それは議運で原案を作って、議員協議会にでも諮りますわと言ってくれたらそれで任せたらいいと思いますし、もう1回返ってくるのであれば、工程としてはそういうふうにやる手順がいいのではないかなと思うんですけども。

○久米啓右委員長 とりあえず議運の意見を聞くということですね。答申を尊重していくということで。わかりました。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 答申というのか、それは前回の委員長報告ということに終わっているんですよ。ここは議運で検討してくださいというような表現にはなってないと思うんですよ。検討課題であるということで、これは引き続き議会改革委員会で議論を、検討を加えたらいい話であって、議運に「どうでしょうか」と、議運でも意見を分かれると。議員協議会でも意見が分かれると。意見が分かれたら、そしたらここでどうしますか。「意見が分かれています」という方向で終わってしまうんじゃないんですか。

それよりは検討課題ということで、申し送り事項になっているわけですから、次期の改革委員会でということですね、検討課題という提案をされているわけですから、その先ほどのあったように担保する方法について、議会改革委員会で議論して、具体案を示しながら、議員協議会なり、議運に諮っていくということのほうが能率が上がると思うんですよね。「ご意見はどうですか」という聞き方をしても「私は反対です」「こうすべきです」と議論が分かれたままで終わってしまうような、今のそういうような状況ではないかということを思います。

検討を一定の具体的なものを示して、「いかがか」というぐらいのことのほうが、議論

としては進みやすいというふうに思います。ですから、議会改革特別委員会で議論を先行するべきではないかということです。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 暫時休憩をお願いします。

○久米啓右委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 3 0 分)

(再開 午前 1 1 時 4 2 分)

○久米啓右委員長 再開します。

それでは委員長、私のほうから提案したスケジュールに基づいて進めるということですが、あくまでも、これは皆さんと協議しながらのスケジュールでございますので、目標としての 9 月、議会改革基本条例の制定ということにしたいと思います。

また前期からの引き継ぎについても、検証するということでございますので、まだ討議、議論し足りないところは議論し、また必要なところはまた手当てしていくというかたちにしたいと思います。

本日の議会改革特別委員会のほう、これで終了したいと思います。

最後に熊田副委員長をお願いします。

○熊田 司副委員長 第 3 回の議会改革特別委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

(閉会 午前 1 1 時 4 3 分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年 5月12日

議会改革特別委員会

委員長 久米 啓 右